

生活排水処理基本計画

令和 6 年 4 月

群馬県甘楽町

『生活排水処理基本計画』

はじめに

本町は、群馬県の南西部、甘楽郡の最東部に位置し、利根川水系の上流、鐺川の中流部にあたり、総面積は58.61km²である。

気候は、内陸性気候であるが比較的温暖で、降雪量は少ない。年間降雨量は、1,200mm程度で、月間降雨量も100mm以下の月が多い。

令和5年4月1日現在の人口は12,536人で、世帯数は5,081世帯である。人口については、平成11年人口統計の15,106人をピークに減少を続けているが、その一方で世帯数は増加しており、核家族化が進んでいる。

地形は南部に山と谷あいが多く、北部はおおむね平坦である。鐺川水系の雄川、下川、白倉川、天引川等幾筋もの一級河川が南部の山間地から平坦地に向かって流れ、町の最北端で鐺川に合流している。

本町は、山地、河川などの自然環境に恵まれ、史跡や名勝などの文化財も多く存在している。町の中央部を流れる雄川を中心とする主要河川沿いでは、古くから農業を営み、米麦、コンニャクはもとより、きゅうり、トマト、ナスなどの施設園芸作物や少量で多品目の野菜が生産されている。一方、工業においては、プラスチック成型、金属加工等の零細企業が主流をなしている。近年、設備の近代化が図られ、除々にではあるが規模の拡大がみられ、これに対応すべく工業団地が造成され、公害のない工業基盤の整備が進んでおり、地元企業の健全な育成を図っている。

土地利用については、山林が約39%を占めており、農地が約19%、宅地が約7%、その他は約35%である。町の中心部などの一部を除いては家屋が散在している。

本町は、令和4年に策定された甘楽町第6次総合計画「しあわせホームタウン甘楽」に基づき、誰もが「しあわせ」を実感できるホームタウンを目指して進んでいる。

本町の生活雑排水は、流域関連公共下水道、農業集落排水への接続、さらに、浄化槽法が改正され、平成13年4月から合併処理浄化槽の設置が義務付けられたことにより、適正処理が進んでいる。その結果、本町の中心部を流れる雄川は、水質の改善が進み、近年は、水質検査結果が環境基準を下回ってきている。（環境基準A類型

BOD 2mg/L以下、SS 25mg/L以下のところ、雄川の水質検査結果（金山橋地点）は、令和4年度の平均値で BOD 1.2mg/L、SS 1.4mg/Lである。）

そして、ここ数年は環境保全に対する関心や蛍がいた昔への郷愁などから、住民の清らかな流れを守る意識が高まっている。その結果、河川清掃やカワニナの育成に力をそそぐようになり、一部の流れに蛍が舞うようになってきている。

しかし、依然として、単独処理浄化槽及びくみ取り槽を使用している家庭もあり、生活雑排水が未処理のまま水路等に排出されている現状もある。

日本名水百選に認定されている雄川堰の本流である雄川流域には、本町の水源地があり、その水質保全是、合流する鏑川の沿線の市町村はもとより、下流の市町村へ影響を与えている。

さらに、河川や水路は、治水対策として、コンクリートによる護岸設備やU字溝による整備が進み、自然の浄化能力を失いつつある。

したがって、雄川をはじめとする本町の一級河川等の水質保全をすることは、本町の生活環境基盤の整備にとどまらず、その影響は、雄川などが合流する利根川下流市町村に及ぶところ大である。

「生活排水処理基本計画」の前の策定は、平成22年4月であり、目標年次は令和5年度であるため、「生活排水処理基本計画」を改訂する。

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

本町では、近年、河川の水質改善が進んでいる状況ではあるが、依然として生活雑排水が未処理のまま河川等に排出されている現状もある。

このようなことから生活排水を適正に処理することが重要となっており、住民に対して生活排水対策の必要性について啓発するとともに、水質の改善を図り、河川に蛍が飛び交い、清流を好む魚などが生息できる水質を目指すものとする。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本方針として、水の適正利用に関する普及啓発のほか、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、処理施設の整備に係る基本方針については、次のとおりである。

- ① 人口の密集地域においては、集合処理施設を整備する。このため、流域関連公共下水道などの施設の利害得失をよく分析し、適切な施設の配置により処理する。
- ② 家屋が散在している下水道供用開始済区域外については、各戸で合併処理浄化槽により処理する。
- ③ 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を現在設置している家屋については、公共下水道への接続若しくは合併処理浄化槽への設置替えを推進する。

- ④ 今後、行われる宅地開発については、原則公共下水道への接続とするが、開発場所等に応じて、合併処理浄化槽の整備を行うよう指導する。

2. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年次は、令和6年度から令和15年度とする。

なお、中間目標年次は設けないが、諸条件に大きな変動のあった場合においては、見直しを行うものとする。

3. 生活排水の排出状況

本町における生活排水の排出状況は、次表の処理形態別人口の推移のとおりである。

下水道については、人口増加が予想される都市計画用途指定地域及び流域関連公共下水道玉村富岡幹線沿線の地域を対象地域とし、県が行う利根川上流流域関連公共下水道計画に合わせて、平成5年度から甘楽町流域関連公共下水道を整備中であり、小幡、福島、小川、白倉、金井、造石、庭谷、天引、上野地区では、全部又は一部で供用開始となっている。

農業集落排水処理施設は、城南上野地区が平成5年度から、天引地区が平成10年度から、善慶寺・国峰地区が平成16年度から供用を開始している。なお、農業集落排水から流域関連公共下水道への編入を進めており、天引地区は令和4年度から、城南上野地区は令和5年度から編入済みであり、善慶寺・国峰地区は令和9年度に編入する予定である。

浄化槽設置整備事業については、平成2年度から事業を実施しているが、住民からの要望も強く、今後も浄化槽処理促進区域内において計画的に整備することとする。

表 処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	平 成 3 0 年 度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1. 計 画 処 理 区 域 内 人 口	13,185	13,095	12,881	12,737	12,536
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	10,432	10,944	10,863	10,833	10,779
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合 併 処 理 浄 化 槽	990	1,011	917	814	754
(3)流域関連公共下水道	7,214	7,411	7,449	8,154	8,187
(4)農 業 集 落 排 水 施 設	2,228	2,522	2,497	1,865	1,838
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,112	1,564	1,481	1,406	1,314
4. 非 水 洗 化 人 口	641	587	537	498	443
5. 計 画 処 理 区 域 外 人 口	0	0	0	0	0

4. 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表のとおりである。

表 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	—
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) 流域関連公共下水道	し尿及び生活雑排水	群馬県
(4) 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	甘楽町
〈5〉単独処理浄化槽	し尿	個人等
(6) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	富岡甘楽広域市町村圏 振興整備組合

5. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

「1. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、おおむねすべての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内各地区の実情に対応した処理方法を採用するものとした。

ア. 生活排水の処理目標

区分 \ 年度	現 在 (令和4年度)	目 標 (令和15年度)
生活排水処理率	86.0%	94.7%

イ. 人口の内訳

(単位：人)

区 分 \ 年 度	現 在 (令和4年度)	目 標 年 度 (令和15年度)
1 行政区域内人口	12,536	10,922
2 計画処理区域内人口	12,536	10,922
3 水洗化・生活排水処理人口	10,779	10,348

ウ. 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区 分 \ 年 度	現 在 (令和4年度)	目標年次 (令和15年度)
1 計画処理区域内人口	12,536	10,922
2 水洗化・生活排水処理人口	10,779	10,348
(1) コミュニティ・プラント	0	0
(2) 合併処理浄化槽	754	409
(3) 流域関連公共下水道	8,187	9,939
(4) 農業集落排水処理施設	1,838	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,314	432
4 非水洗化人口	443	142
5 計画処理区域外人口	0	0

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

本町が合併処理浄化槽、流域関連公共下水道、農業集落排水処理施設等を検討していく地域については、都市計画の見地、地区の特性、周辺環境等から区域を定め、処理方法は、地区の生活形態を考慮し、処理方法を定めた。

浄化槽設置整備事業を推進する地区は、浄化槽処理促進区域とし、甘楽町浄化槽処理促進区域図（別紙）のとおりである。

(3) 施設整備計画

施 設 名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度
コミュニティ・プラント	—	—	—
農業集落排水処理施設	—	—	公共下水道へ編入予定(令和9年度)
流域関連公共下水道	公共下水道計画区域	8, 187人	平成5年度～
浄化槽設置整備事業 (個人型)	浄化槽処理促進区域	409人	平成2年度～
浄化槽設置整備事業 (市町村型)	—	—	—
し尿処理施設	町内全域	10, 922人	整備済

(4) し尿・汚泥の処理計画

① 収集・運搬・処理計画

本町で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、許可業者が収集し、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合衛生管理センター（以下、「衛生管理センター」という。）に搬入し、処理を行う。

また、農業集落排水汚泥は、町が収集したものを衛生管理センターで処理、又は堆肥化して農地等に還元する。なお、令和9年度に善慶寺・国峰地区を公共下水道へ編入予定であり、編入後は流域関連公共下水道で処理を行う。

② し尿、汚泥の排出状況

(単位：t)

区 分 \ 年 度		現 在 (令和4年度)			目標年次 (令和15年度)		
		年 間	月平均	日平均	年 間	月平均	日平均
し 尿		290.43	24.20	0.80	93.17	7.76	0.26
浄化槽汚泥	浄 化 槽	753.36	62.78	2.06	318.81	26.57	0.87
	農業集落排水	74.42	6.18	0.20	0	0	0
合 計		1,118.21	93.16	3.06	411.97	34.33	1.13

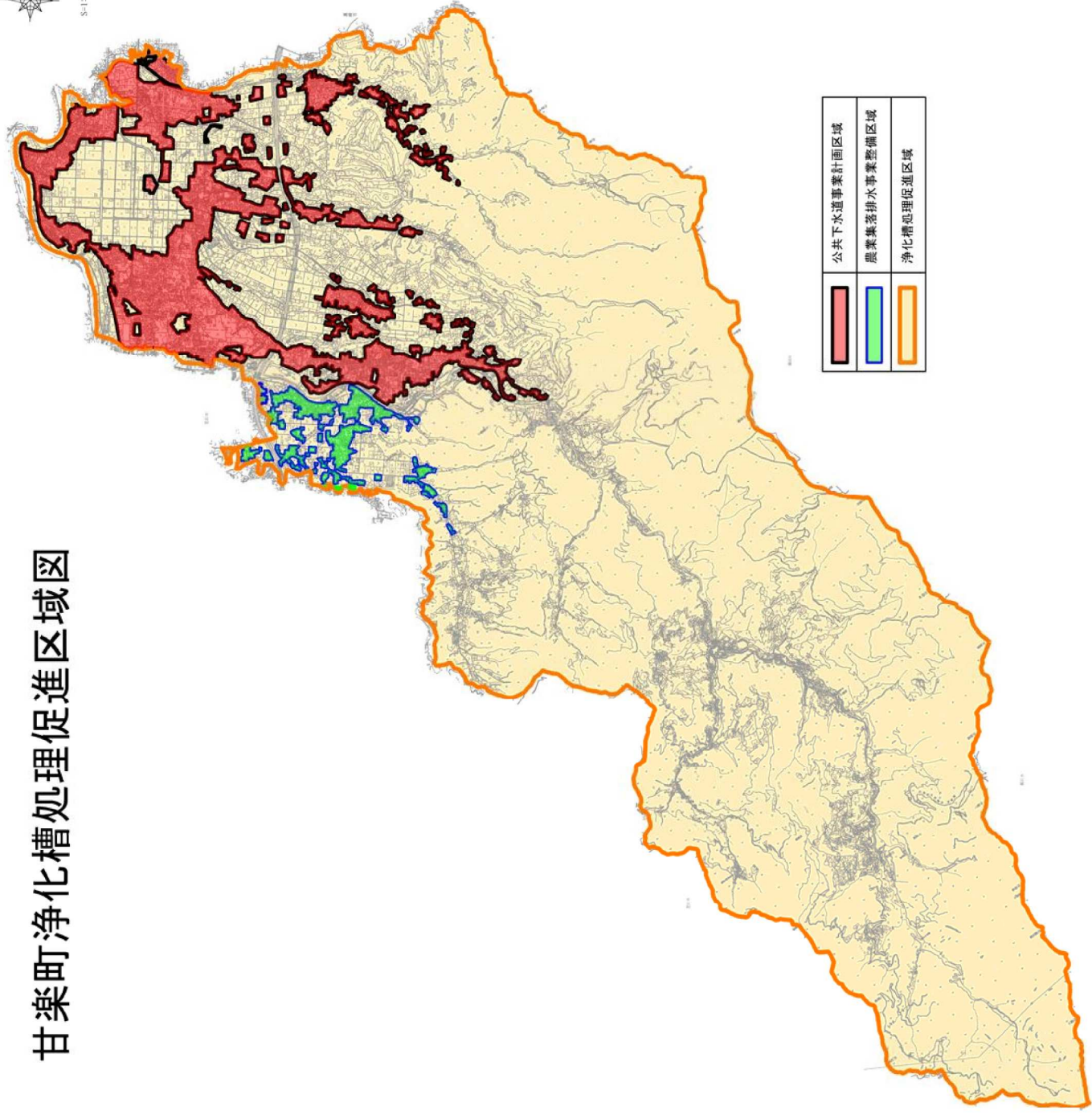
(5) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等については、住民に周知を図るため定期的な広報などで啓発活動を実施する。特に台所での対策等、家庭でできる対策については、機会をとらえて周知を図るものとする。

また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について広報を通じてその徹底に努めるものとする。

(※注 生活排水基本計画の文中の人口は、住民基本台帳に基づいたものである。)

甘楽町浄化槽処理促進区域図



	公共下水道事業計画区域
	農業集排水事業整備区域
	浄化槽処理促進区域